

令和4年度東京労働局

最低賃金・業務改善助成金 周知強化期間 第2弾 実施要綱

～今年も応援します！ TOKYO 1072 さいちんキャンペーン PART II～

1 目的

東京労働局では、令和4年10月1日から東京都最低賃金が1,072円に改正されたことを踏まえ、中小企業等に対する支援策として、生産性向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するための業務改善助成金の利用促進に向けた周知について、令和4年9月及び10月に集中的取組を行ったところである。

今般、最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金が拡充されたことに伴い、再度、集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和5年1月4日～2月28日

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

(1) 広告媒体を通じた周知

ア JR駅及び東京メトロ駅（赤羽駅、八王子駅、池袋駅、日本橋駅、北千住駅等）構内のデジタルサイネージ（J・ADビジョン、Metro Concourse Vision）に、東京都のみならず、神奈川県、埼玉県、千葉県の最低賃金額及び業務改善助成金の広告を掲載。

イ 都営バス（青梅営業所）、立川バス（福生営業所）、神奈中バス（町田営業所）等に、最低賃金額及び業務改善助成金の車内広告を掲載。

ウ 東京メトロ全線に、最低賃金及び業務改善助成金の車内広告を再掲載。

(2) 関係団体を通じた周知

ア 東京都全域又は多摩地区全域を統括する業界団体及び東京都労働保険事務組合連合会各協議会に東京労働局賃金課職員が訪問し、最低賃金及び拡充された業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。

イ 各種団体に対し、最低賃金及び拡充された業務改善助成金のリーフレットを送付するとともに、メールマガジン等への広報記事の掲載依頼を実施。

ウ 労働基準監督署幹部による地域団体等への最低賃金及び拡充された業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。特に、社会保険労務士会各支部、各地区商工会、多摩地域の商工会議所、及び飲食店を含む商店街等を中心に要請を実施。

(3) 個別事業場に対する周知

- ア 最低賃金及び拡充された業務改善助成金について東京労働局 YouTube 公式チャンネル等を活用した情報発信を実施。
- イ 労働基準監督署の監督指導、個別指導、訪問支援等において最低賃金及び拡充された業務改善助成金の周知を徹底。
- ウ 東京働き方改革推進支援センターによる出張相談会を開催し、最低賃金及び拡充された業務改善助成金について周知を実施。
- エ 局署において実施する集団指導、説明会各種会合等において、最低賃金及び拡充された業務改善助成金について周知を実施。

(4) その他

- ア 求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び拡充された業務改善助成金の周知のため、公共職業安定所庁内でのリーフレットの備え置き等を実施。
- イ 需給調整事業に係る事業主に対する最低賃金及び拡充された業務改善助成金の周知のため、東京労働局海岸庁舎庁内でのリーフレットの備え置きを実施。
- ウ 包括連携協定を締結している金融機関に対し、最低賃金及び拡充された業務改善助成金の周知依頼を実施。



1072 円 ドーナツと覚えてね!